条例条文と解説

前文

私たちが暮らす池田市は、大阪の都心部近く、大阪府北西部に位置し、市域の西側に 猪名川、中央に五月山を有する、水と緑に恵まれたまちです。

江戸時代には、酒造り、細河郷の植木を筆頭に、近郷の物資の集散地として栄え、加えて著名な文人や学者の来往により文化も隆盛しました。この時代に始まった北摂随一の火祭り「がんがら火祭り」は、現在にも継承されています。

近代に入って以降は、わが国初の割賦による住宅分譲が行われ、さらには、20世紀最大の発明の一つインスタントラーメンも私たちのまちで誕生しました。クレハトリ、アヤハトリの織姫伝説とあわせて「衣・食・住における事始めのまち」は、大阪国際空港や高速道路網に代表される近代都市基盤のもとで、自動車産業などの新たな都市型産業も育んできました。

私たちは、先人が築き守り続けてきたまちの文化伝統と歴史に、自主的にそれぞれの 思いを調和させてより暮らしやすいまちを創造し、未来を担う子どもたちへ責任を持っ て引き継がねばなりません。

よってここに、市民がまちづくりの主体であることを再認識し、子どもからお年寄りまで、世界を愛し平和を願い、命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、輝かしい"未来のまちづくり"に自ら取り組むことを宣言するとともに、市民と市議会そして執行機関等がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、最高規範の条例を制定します。

池田市の最高規範としてこの条例を位置付け、本条例の制定に際し、前文を設けています。

前文は、市の特性、市のめざす姿、条例制定の理由で構成しています。

「市の特性」については、猪名川や五月山など豊かな自然環境と地理的条件に恵まれ繁栄してきたまちであることや、池田市の特徴である「事始めのまち」であることを謳っています。

「市のめざす姿」については、先人より受け継がれた文化伝統に加えて、自主的なまちづくり活動によって、理想とする「より暮らしやすいまち」を創造し、未来を担う子どもたちへ責任を持って引き継ぐとしています。

「条例制定の理由」については、市民がまちづくりの主体であることを再認識し、人権を尊重し、お互いに助け合いながら"未来のまちづくり"に積極的に取り組むことが重要であり、市民と市議会そして執行機関等の3者が、まちづくりの基本理念を共有し、「個性豊かな活力あるまち池田」を実現するため、協働でまちづくりに取り組むルールとして、池田市の最高規範である本条例を制定するものとしています。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関等の責務並びに協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

第1条は、本条例の目的を定めたものです。

本条例は、本市のまちづくりの基本理念(第4条)や市民、市議会及び市の執行機関等のそれぞれの責務を定めるとともに、3者協働によるまちづくりを推進するための基本原則(第11条以下)を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的としています。

本条例における「市民」は、第2条第2号の定義で、市内に居住する者に加えて、市内で働く者及び学ぶ者も対象としていますので、「住みやすく」ではなく、「暮らしやすく」を用いました。

「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」は、総合計画にも掲げている、池田市がめざすべきまちの姿を表しています。今後も本市が市民にとって「暮らし続けたいまち」であり続けるために、多様化する市民ニーズに対応し、第4条で謳う基本理念により、「池田らしさ」を創出するまちづくりを展開しながら、活力あるまち池田の実現を図ることを本条例の目的としました。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) まちづくり 地域社会及びそこで暮らす市民の生活等に密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組みをいう。
 - (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法 人その他の団体をいう。
 - (3) 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
 - (4) 協働 市民、市議会及び執行機関等が、それぞれの果たすべき役割及び責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うことをいう。

第2条は、本条例で使用する重要な用語を定義しています。

本条は、この条例を定めるに当たり、認識を共通にしておくべき用語について定義した ものです。

第1号「まちづくり」 「まちづくり」の概念は、限定的に捉えるべきではなく、より幅広く捉えるべきと考えます。社会情勢の変化により、今後まちづくりの概念が変わっていく可能性も否定できません。本市において「まちづくり」というと「都市基盤の整備」という狭義のイメージがありますので、それと区別するため、広い概念で地域社会及びそこで暮らす市民の生活に密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組み

としています。道路や上下水道の整備、市街景観形成などのハード的なものから、教育・ 福祉・経済・文化・環境保全などソフト的なものまで幅広く捉えています。

「市の施策」とは、市政における個別分野の種々の具体的事務事業のことを表し、まちづくりにおいて具体性をもたせる意味で、用いています。

第2号「市民」 これからのまちづくりは、本市で生活し、あるいは活動している全ての人々の参画と協働により進める必要があるとの考えから、市内に居住する者のみならず、市内で働く者、学ぶ者、さらに市内に事業所を有する法人や NPO 団体、自治会、サークル団体も含めたその他の団体を「市民」として定義しています。まちは、そこに住む人々だけによって成長・発展するものではなく、本市以外からの人材等の集積も大きく寄与するものであり、逆にそれなくしてはまちの発展はありえないといえます。このようなことを踏まえ市民を定義しています。なお、外国人もこの定義に当てはまる者はすべて市民となります。

第3号「執行機関等」 市長及び地方自治法第180条の5に列記されている執行機関 に、独立した権限を有する公営企業管理者を加えたものであり、一般に「行政」と言われるすべてを網羅したものです。

第4号「協働」 市民、市議会及び執行機関等のそれぞれ異なる主体が、役割と責務を 分担し合い、お互いの特性等を尊重し、信頼しながら協力していくことであり、これか らのまちづくりにおける重要なキーワードとなるものです。

なお、「責務」とは市民、市議会及び執行機関等がそれぞれ責任として果たすべき務めのことを意味します。

(最高規範性)

- 第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めたものであり、本市における最高規範である。
- 2 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を尊重し、整合性を図らなければならない。各種計画の策定、運用及び見直しにおいても同様とする。

第3条は、本条例の持つ最高規範性について定めたものです。この条例は本市のまちづくりにおける最高規範として制定しますので、その実効性を確保するためこの条文を置きました。

法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はありませんが、この条例の基本理念に基づいた本市のまちづくりを推進していくために、他の条例、規則、要綱等の制定改廃から解釈運用までに加えて構想、計画等の策定から運用、見直しまでについて、本条例との整合性を図ることを義務付けることで、実態としての運用上の最高位に位置する条例としたものです。

(まちづくりの基本理念)

- 第4条 本市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。
 - (1) 市民、市議会及び執行機関等が、協働により行うこと。
 - (2) 市民、市議会及び執行機関等が、まちづくりに関する互いの情報を共有すること。
 - (3) 市民の自主的・自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。
 - (4) 個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境及び教育・文化環境の調和が確保されること。

第4条は、本市のまちづくりの基本理念を定めたものです。

目的(第1条)にのっとり、これからの本市のまちづくりの基本理念として、まちづくりに取り組むうえで最も重要なことを定めています。ある意味では当たり前のことです。 しかし、それをこの条例で明らかにすることに意義があります。

この条例の目的である「暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」のため、 市民、市議会及び執行機関等がまちづくりを協働により行います。そのためには、

3者がお互いの情報を共有する必要があり、まちづくりの参画に当たっては、 市民の自主的・自立的参画や男女共同参画が保障され、実際のまちづくり活動においては、 個人の人権を尊重しながら、環境への配慮をし続ける必要があります。以上4項目を本条例の柱となるべき基本理念としています。

第1号では、市民、市議会及び執行機関等のそれぞれ異なる主体が、役割と責務を分担 し合い、お互いの特性等を尊重し、信頼しながら協力してまちづくりに取り組むことを 明記しています。

まちづくりを行ううえで必要な情報は、執行機関等側が積極的に提供するのは勿論のこと、市民が保有する情報も積極的に提供していただき、協働のパートナー同士が持っているまちづくりに関する情報を共有することを第2号に明記しています。

本条例の施行後は、積極的な市民のまちづくりを支援するため、情報共有の一環として、 条例の内容をわかりやすく説明した冊子を作成し、市民の周知を図ることも1つの方法 として考えています。

第3号では、まちづくりについて、市民の自主性の尊重及び、男女が共に対等なパートナーとして、責任を分かち合いながら参画する機会を保障しています。

第4号では、猪名川や五月山の自然に恵まれ、「教育・文化・健康都市」である本市らしさを次世代に引き継ぎ、活力に満ちた地域社会を実現(都市の活力)するために、市民(事業者)や執行機関等は、環境(自然、生活、教育・文化)へ配慮し、安心して暮らせるまちづくりを行うこととしています。

環境については、人の生活に関する「生活環境」、自然の生態系をめぐる土地、動植物等に関する「自然環境」、人の教育に関する環境、歴史的意義を有する風土的環境及び文化的なものを創造発展させていく環境を合わせて「教育・文化環境」としています。

(市民の権利及び責務)

- 第5条 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に 参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。
- 2 市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を 理由として、差別的な扱いを受けない。

第5条は、市民の権利及び責務について定めたものです。

本条例において、地方自治法には直接明示されていないまちづくりへの参画権やそれに 必要な情報を知る権利を市民の権利として規定しています。また、権利は同時に責務を 伴います。

第1項は、まちづくりにおいて、市民は、年齢、性別、社会的環境等それぞれの立場から、自らの発言と行動に責任を持ったうえで、自由かつ平等に参画できる権利を有しているとともに、まちづくりの主体として積極的に参画する責務をも有しているという考え方を示しています。

第2項は、まちづくりに関し、市民は、自ら考え行動するために的確に判断できるよう、必要な様々な情報を知る権利を有していることを掲げています。必要な情報を知る権利とは、執行機関等から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に執行機関等に対してまちづくりに関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利をいいます。 第11条以下に権利の具現化のための規定をおいています。

まちづくりへの参画は、強制されることのない権利であることから、第3項では市民は、 その行使の有無や程度により差別を受けるものではないことを定めています。

一方で、市民がまちづくりに気軽に参加できるような環境が整備されることも大切であると考えています。

(市議会の責務)

- 第6条 市議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査 し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。
- 2 市議会は、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

第6条は、市議会の責務について定めたものです。

市議会は市長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、市長と独立対等な地位にあり、執行機関等を監視するという大切な役割を持つため、本条において定めています。

市議会は、市の予算や重要な事柄を審議し、執行機関等の事務に関する調査を行い、市政運営を監視する責務を有しています。

市議会は「会議の公開」と第4条第2号の「情報共有」を行うことで、市民に開かれた 議会運営に努めるとしています。

(市議会議員の責務)

- 第7条 市議会議員は、議会の活動状況及び市政の状況等について、市民へ情報を提供し、 説明に努めなければならない。
- 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽を行い、施策の提案や提 言等、誠実に職務の遂行に努めなければならない。

第7条は、市議会議員の責務について定めたものです。

住民の意思を代表する市議会議員の果たす役割はますます重要になっています。

市議会議員は第4条のまちづくりの基本理念にのっとり、「いけだ市議会だより」等で市 民への情報共有を図り、説明責任に努めることを定めています。

前条の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、本会議の一般質問や各種常任委員会での質疑により施策の提案や提言等を行い、市民の信頼に応え、市民のため誠実に職務の遂行に努めることを定めています。

(執行機関等の責務)

- 第8条 市長は、市政運営の最高責任者として、市政の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。
- 2 執行機関等は、この条例に定める基本原則を遵守した市政運営を行い、協働によるま ちづくりを推進しなければならない。
- 3 執行機関等は、まちづくりに必要な能力を有する人材の育成を図らなければならない。

第8条は、執行機関等の責務について定めたものです。

第 1 項には、市の行政事務を管理運営する執行機関の代表である市長の責務について定めています。市長は市民の信託を受けていることを厳粛に受け止め、市政の適正かつ円滑な運営に努めるとしています。

第2項には、執行機関等の責務を掲げています。市民、市議会及び市の執行機関等の3 者協働によるまちづくりを推進するための基本原則(第11条以下)により、市政運営 を行う考え方を示すものです。

第3項には、執行機関等の人材育成を掲げています。これからのまちづくりにおいては 市職員に限らず、様々な人材(例えばNPO(非営利活動団体) ボランティア等も含め て)の育成を図らなければならないことを定めています。

(職員の責務)

第9条 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めなければならない。

第9条は、市長の補助機関である市の職員の責務について定めたものです。

市職員は、まちづくりの推進に当たっては、職員としての立場において住民一人ひとりの力ではできない公共的な業務を担わなければならないというだけでなく、市民としての立場から、市民の視点に立って行動する必要があります。

すなわち職員は、行政と市民との間の橋渡しとして、非常に重要な役割を担っているのです。その役割を果たすためには、職員が自らが市民の一員であるという自覚を持つ

ことはもちろん、積極的に市民と連携する中で、情報提供を行いわかりやすい説明をすることが求められることから、専門的知識を自発的に習得し、政策形成能力や調整能力などの向上に努めなければならないことを定めています。

(コミュニティ)

- 第10条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。
- 2 執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。
- 3 市民、市議会及び執行機関等は、コミュニティの役割を認識し、尊重しなければならない。

第10条は、コミュニティについて定めたものです。

地域を構成する市民がお互いに助け合い、支え合い、いきいきと暮らすことができるコミュニティの形成は地域にとって大切なことです。行政だけでは解決できない地域の多様な課題を地域の市民同士の自主的な活動や執行機関等との協働を通じ解決することが、まちづくりの基本であるとの考え方により、コミュニティをまちづくりの主体として位置づけています。

執行機関等は、コミュニティによるまちづくり活動を様々な方法で支援します。コミュニティの組織作りを支援し、情報提供、人材派遣、相談、コミュニティ間どうしでの調整等を行います。

自治会やNPOなど様々な結びつきは一人ひとりを生き生きとさせ、また、一人で解決できない課題をサポートする役割を果たします。市民同士の様々な活動が存在し、市民、市議会及び執行機関等が互いにその活動を尊重し合うことが自主性や自立性を高めるものと考えます。

(情報の提供及び応答責任)

- 第11条 執行機関等は、自らが有するまちづくりに関する情報を、正確かつ適正に整理し、市民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。
- 2 執行機関等は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。

第11条は、情報の提供及び応答責任について定めたものです。

市政運営に当たり、情報提供、情報管理、説明責任及び応答責任について執行機関等が果たすべき役割を明確にしていく考え方を示すものです。

市民参画を推進するためには、市民に対する説明責任を踏まえた情報提供によって、市民と執行機関等が保有する情報の共有化を図っていくことが必要です。そのため、情報については、いつでもわかりやすく提供できるよう適正に整理、保存することを定めています。

市民の意見、要望については、その事実関係を速やかに調査し、調査結果や執行機関等としての考え方を市民に対して応答する責任があることを明記しました。

誠実に応答するとは、市職員が市民からの意見・要望について「できること」と「できないこと」の区別とその説明を行い、できることであっても「すぐできること」と「一

定期間を要すること」について要望当事者にわかりやすく説明するとともに、その処理 に一定期間を要するものについては、その途中経過についても報告することを意味しま す。

(情報の公開)

第12条 市議会及び執行機関等は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、別に条例を定め、自らが保有する情報を公開しなければならない。

第12条は、情報公開について定めたものです。

市民が、まちづくりに関し、自ら考え行動するためには、知る権利(第5条)が保障され、市政に関する様々な情報やまちづくりに対する考え方などが十分に提供(第11条)されなければなりません。このため、情報公開に関する条例を定め、市議会及び執行機関等が、情報を公開していくことで公正で開かれた市政を実現することを定めています。現時点では池田市情報公開条例がこの条例に当たります。

(個人情報の保護)

第13条 市議会及び執行機関等は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、別に条例を定め、自らが保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第13条は、個人情報の保護について定めたものです。第12条で情報の公開を義務づけている一方で、個人情報について配慮する必要があるため、これを本条に定めています。

高度情報通信社会の進展による、大量かつ高度に処理された個人情報の流通、蓄積、利用は、個人ニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現しますが、反面その取扱い方によっては個人の権利利益を損なうおそれをも増大させています。このため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取り扱いに関する条例を定め、市議会及び執行機関等が、保有する個人情報を適正に取り扱うことを定めています。現時点では池田市個人情報保護条例がこの条例に当たります。

(行政手続)

第14条 執行機関等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市 民の権利利益の保護に資するため、別に条例を定め、処分、行政指導及び届出に関する 手続を適正に行わなければならない。

第14条は、行政手続について定めたものです。

行政手続条例は、行政に対して申請がなされてから結論を出すまでの標準期間を定めたり、不利益処分をする場合は理由を示すなど行政の透明性を図るために必要な事項を定め、市民の権利と利益の保護に努めることにより、信頼され透明性の高い市政を運営することを目的としています。

「市政運営における公正の確保と透明性の向上」とは、執行機関等の意思決定について、その内容及び過程を市民にとって明らかにすることをいいます。

現時点では池田市行政手続条例がこれに当たります。

(行政評価)

第15条 執行機関等は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、施策等に対する評価 を適時に行い、その結果を市民に公表しなければならない。

第15条は、行政評価について定めたものです。

行政評価とは、市職員がコスト意識を持ち、事務事業を見直すシステムを確立することによって、限られた財源の効率的活用を図るとともに、市民に対して市政運営に関する説明責任を果たすための1つの手法です。本市の行政評価は、事務事業評価方式を採用しており、事業に携わる担当職員が適時に対象事業について「必要性」「緊急性」「効果性」を可能な限り客観的に評価し、各年度の評価結果等を広報誌やホームページ等で公表しています。

(総合計画)

- 第16条 基本構想及びこれを実現するために執行機関等が策定する基本計画(以下「総合計画」という。)は、第4条の基本理念に沿ったものでなければならない。
- 2 執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

第16条は、市政運営の基本指針である総合計画について定めたものです。

基本構想とは、地域の特性、社会情勢の変化及び市民意識の動向などの総合計画策定の背景を明らかにしつつ、将来都市構想、施策の大綱など、まちづくりの基本的方向を示すものです。市民の意向が適切に反映されることが基本です。

総合計画は基本構想に基づいた基本計画、実施計画の総体を表すもので、基本構想を実現するため、分野別施策の内容を示すものであり、本市でのまちづくりに尊重されるべき指針となるものです。

市が定める計画の中で最上位の計画である総合計画も、当然のこととして市の最高規範であ

基本構想
(まちづくり
の基本的方向)
基本計画
(分野別具体的施策の内容)
実施計画
(短期的な計画)

る本条例に規定する基本理念に沿ったものでなければなりません。

総合計画は、市政運営の根幹をなす計画であり、市の事業をこの計画に基づいて実施、運営することを「総合的かつ計画的な市政運営」と表わしています。

* 地方自治法第2条第4項 「市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決 を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、 これに即して行なうようにしなければならない。」

(計画策定等への参画)

- 第17条 執行機関等は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たって は、市民の参画を推進しなければならない。
- 2 執行機関等は、施策の立案、実施及び評価の各段階において、連続的に市民の参画がなされるよう配慮しなければならない。

第17条は、計画策定に当たっての市民の参画について定めたものです。

第1項は、執行機関等は、総合計画及び個別行政分野の基本計画(例えば環境基本計画など)を策定するに当たって、審議会等の委員の公募(第18条)パブリックコメントの実施(第19条)など様々な方法で市民の参画の機会を確保しなければならないことを定めています。

第2項は、市民参画に当たっては、施策の立案だけではなく、立案後の計画の実施及び評価においても市民が各段階で連続して参画できるよう執行機関等が配慮しなければならないことを定めています。

(審議会等の運営)

- 第18条 執行機関等は、審議会等(調停、審査、諮問又は調査を行うための機関その他 これに類するものをいう。以下同じ。)の委員を選任するに当たっては、委員構成に配慮 するとともに、可能な限り市民からの公募による委員を含めるよう努めなければならな い。
- 2 審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議、その他会議の円滑な運営に支障が あるとして当該審議会等があらかじめ定めた場合を除き、公開して行うものとする。

第18条は、執行機関等の設置する審議会の運営について定めたものです。

市政運営に関して多種多様な意見の集約に努めるため、審議会等の委員の選任については、男性及び女性並びに各世代から幅広く人材を登用することを定めています。また、市民の中から優れた人材を得るため、公募委員を含めるとしています。なお、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を有する事案を扱う場合など、審議会の性質上公募になじまないものもあることから、「可能な限り」としています。審議会等の会議については、市民の市政への参画や市政の意思形成過程の透明性の向上という観点から、個人情報の保護、公正な審議、その他会議の円滑な運営に支障があるとして当該審議会等があらかじめ定めた場合を除き、公開して行うものとしています。

(パブリックコメント)

- 第19条 執行機関等は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、パブリックコメント (意思決定前に市民の意見を求める手続をいう。)を実施するものとする。
- 2 執行機関等は、パブリックコメントの実施に際して市民から寄せられた意見に誠実に 対応しなければならない。
- 3 パブリックコメントの対象、実施方法その他の必要事項については、市長が別に定め、 これを公表しなければならない。

第19条は、パブリックコメントについて定めたものです。市民投票(第20条)とと もに、市民がまちづくりに参画する具体的手法を規定しています。 パブリックコメント制度とは、

市の施策に関する基本的な計画の策定又は改廃に係る案

市政の基本方針を定めることを内容とする条例

市民に義務を課し若しくは権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使 用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案

その他、執行機関等が特に必要と認めるもの

上記事項(以下、「計画等」をいう。)を立案する過程において、案の段階で広く内容を公表し市民等から意見を求める手続です。執行機関等は、寄せられた意見を踏まえ、計画等の案について最終的な意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表します。また提出した意見に基づいて案を修正した場合には、その内容及び理由をも併せて公表します。これにより意思決定過程の公正の確保と透明性の向上を図ります。

パブリックコメントの実施に際して、市民等から寄せられた意見には、誠実に対応する ことを義務付けています。

「誠実に対応」とは、執行機関等が、意見を取り入れるか、取り入れないか、またその 理由は何か、執行機関等としての考え方を明確にかつ速やかに説明することを意味して います。

「公表」とは、パブリックコメントの実施に際しては、事前に広報誌等で予告するよう 努め、実施に当たっては、ホームページや行政情報コーナーにて、実施方法や計画等に 加えて意見を求めるための判断材料となる資料を公表することにより、必要事項を市民 等に周知することを意味しています。

「必要事項については、市長が別に定め」たものとしては、現時点では「池田市パブリックコメント手続要綱」がこれに当たります。

(市民投票)

- 第20条 市長は、市政に関わる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると 認めるときは、市民投票を実施するものとする。
- 2 市民投票の実施の判断は、市民の意向に十分に配慮したものでなければならない。
- 3 執行機関等は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、 投票結果の公表その他必要な手続については、その都度、条例で定める。

第20条は、市民投票について定めたものです。

複雑化した現代社会において、多様な市民ニーズをより適切に市政運営に反映させるためには、場合によって直接民主制的手法が必要となることがあります。市民が投票によりその意思を直接表明する市民投票の制度化が、市民自治の充実を図る観点から必要であるとの考え方から本条を定めています。

過去に全国の市町村で実施された例としては、原子力発電所建設や産業廃棄物処分場建設、市町村合併の是非などがあります。本市においては、平成16年度に「池田市が豊能町と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例」を条例化しましたが、実施には至りませんでした。

第1項における「市政に関わる重要事項」とは、市の将来を大きく左右するような事項 のことを指し、市民投票の実施の判断は市長が行います。 一方で、市長による実施の判断以外で、市民投票が行われる場合もあります。

地方自治法第74条では、住民の直接請求の制度が規定されており、有権者は、その総数の50分の1以上の署名をもって、市長に条例制定の請求ができることとなっています。したがって、本市の有権者は、市民投票の実施について定める条例を直接請求することができます。

また、市議会議員については、議員定数の12分の1以上の者の賛成をもって、議案を提出することができます(地方自治法第112条)。したがって、議会(市議会議員)は、市民投票の実施について定める条例を制定することができます。

しかしながら、有権者以外の市民(在勤者、在学者、未成年者等)については、市民 投票の実施について自らアクションを起こす方法は法令上担保されていません。そこで、 有権者以外の市民の意向も、市民投票の実施に反映されるよう、第2項において、市民 投票の実施の判断に当たっては、市民の意向に十分配慮することを規定しました。

市民投票の結果は、法的拘束力を持つものではありません。しかしながら執行機関等がこの結果を重く受け止めたうえで最終的な意思を決定すべきことは言うまでもありません。第3項は、投票結果の尊重義務を確認的に規定したものです。

意思決定は、本来的には市長と市議会のなすべき基本的役割であり、市民投票の実施については、そのあり方を議会で十分に論議する必要があることから、個別の案件ごとに条例で定める必要があります。第4項は、市民投票に参加できる者の資格その他市民投票について必要な事項は、その都度、条例で定めるものとしています。

本条例はまちづくりを市民、市議会及び執行機関等が、協働により行うことを基本理念としており、用語の定義(第2条)に明記していますように市民には本市在勤者、在学者が含まれます。案件によっては、本市在勤者、在学者も投票資格者として参加した方が望ましい場合も想定されますので、「住民投票」とせず、「市民投票」としました。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第21条 執行機関等は、まちづくりに関し、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

第21条は、本市と国や他の地方公共団体との連携について定めたものです。

まちづくりをより充実したものとするため、国や他の地方公共団体と連携・協力することを定めています。

地方分権の推進においては、さまざまな分野での広域行政の可能性を追求し、広域的視点に立ったまちづくりを進めるとともに、より効率的な行政運営を進める必要があります。そのために、国、大阪府及び近隣自治体間での人材交流や情報共有を図るとともに、近隣自治体間においては、さまざまな分野(医療、福祉、消防、防災、観光など)で広域連携を図ることを定めています。

(池田市みんなでつくるまち推進会議)

- 第22条 この条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進するため、池田市みんなでつくるまち推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
- 2 推進会議は、本条例の適正な運用に関すること及び見直しに関することを協議し、市 長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項に掲げる事項について、推進会議に対し意見を求めることができる。
- 4 市長は、第2項に基づく推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条は、池田市みんなでつくるまち推進会議の設置(以下「推進会議」という。)について定めたものです。条例の施行により参画と協働によるまちづくりがどれだけ進んだか、市民の満足度がどれだけ高められたか、その実効性を確認することは重要です。そのために、本条において推進会議の設置を規定しました。

参画と協働によるまちづくりなど、本条例の理念を推進するため、この条例の適正な運用に関すること及びこの条例の見直しに関することについて協議する推進会議を設置することを定めています。

推進会議は、本条第2項の事項については、市長から意見を求められた場合のみならず、 推進会議自らが必要に応じて協議し、市長に意見を述べることができるものとしていま す。市長は推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなければなりません。

なお、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別途規則で定めるとしています。 この会議も、第18条の規定にのっとり、公募委員を含め、専門家やNPOの代表者な どの各界各層の市民委員で構成することになります。